

南	長
方	A
政	B
務	C
部	D

海軍省
南方政務部長殿

寫

民政府訓令第十八號
昭和十九年三月十八日

南西方面海軍民政務總監 山崎 啓

三月廿日送付
南方政務部
19.4.7
接掌 屬員
天 376
伊東

ボルネオ
セレベス
小スンダ
民政部長官 殿

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱實施
ノ件訓令

今般陸海軍軍政地區間ニ於テ本邦銀行ニ依ル送金ノ取扱ヲ開始スル
コトトナリタルニ付來ル四月一日ヨリ別紙要領ニ依リ實施スベシ
(別紙添)

寫送付先

- 海軍省南方政務部長
- 海軍省經理局長
- 南西方面艦隊參謀長
- 第二南遣艦隊參謀長
- 第二百二海軍經理部長
- 同 マカンサル支部長
- 同 バリククパン支部長
- 各 州 知 事

別紙

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱要領

一、取扱地區

陸海軍軍政地區全部（比島及ビルマハ軍政地區ニ非サルモ當分ノ間本要領ニ依リ送金取扱ヲ爲スモノトス）

二、取扱銀行

本邦爲替銀行支店、出張所（海軍地區ニ於テハ臺灣銀行支店、出張所トス）

三、送金ノ範圍

- (1) 旅費、滞在費、家族生活費、醫療費、學費、保險料等ノ送金
- (2) 小口交易（臨時軍事費買取拂下ノ方法ニ依ル交易以外ノモノ）ニ伴フ代金決済ノ爲メ送金
- (3) 軍人、軍屬ノ官給金ノ送金
- (4) 軍（軍政機關ヲ含ム以下同ジ）公金ノ送金

四、爲替ノ種類

- (1) 普通送金爲替、電信爲替、當座勘定付替等
- (2) 旅行信用狀ノ發行及旅行信用狀ニ基ク手形ノ買取

五、爲替ノ表示通貨
爲替ノ金額ハ被仕向地ノ通貨ヲ以テ表示スルモノトシ銀行ハ一對一ノ換算率ヲ以テ現地通貨ト受拂ヲ爲スモノトス 但シ本邦ヲ最終支拂地トスル旅行信用狀ニ付テハ圓爲替ヲ取組ムコトヲ待

六、送金ノ取締

送金ノ取組ニ付テハ送金爲替等取締令第一條ノ規定ニ依リ凡テ所轄民政部長官又ハ州知事ノ許可ヲ要スルモノトス
陸軍地區ヨリノ被仕向送金ノ支拂ニ付テハ送金爲替等取締令第三條ノ規定ニ拘ハラズ許可ヲ要セズ

許可ハ左記標準ニ依リ之ヲ爲スモノトス

(1) 旅費及滞在費

旅費(船車航空料金ヲ含ム)ハ一ヶ月一千盾相當額以内、滞在費ハ一ヶ月五百盾相當額以内ヲ標準トシ、相當ト認ムル金額

(2) 家族生活費・學費・醫療費

一ヶ月二百盾相當額ノ範圍内ニ於テ送金依頼人ノ地位收入、過去ノ送金実績等ヲ勘案シ相當ト認ムル金額

(3) 保険料

保険料相當額

(4) 小口交易ニ伴フ代金決済ノ爲ノ送金

積出地軍政機關ノ證明アル場合ニ限り許可スルモノトス

(5) 軍人・軍屬ノ官給金ノ送金

軍人・軍屬ガ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ諸給與ヲ他地區ニ出張又ハ轉勤ノ爲送金セントスルトキハ軍ノ支給

明書ヲ提出シタル上之ヲ許可スルモノトス

(6) 軍公金ノ送金

軍公金ノ送金ハ許可ヲ受セズ

(7) 前各條以外ノ送金

委任向地軍政機關ノ證明アリ且必要已ムヲ待サルモノト認ムルトキハ之ヲ許可スルモノトス

七、爲替銀行間ノ爲替尻ハ各地兩方開發金庫ヲ通ズル爲替取引ニ依

リ之ヲ調節スルモノトス

尙陸海軍軍政地區間ノ爲替取引ニ依リ生ジタル爲替銀行ノ持高ハ

兩方開發金庫ニ集中スル方針ヲ以テ其ノ具體的取扱手續研究中ナ

リ決定ノ上ハ直ニ通達ス

八、爲替銀行ノ送金手数料ハ當分ノ間民政府管轄地域相互間ノ送金

手数料ニ依ルモノトス

九、爲替銀行ハ毎月其ノ取扱ニ係ル對陸軍地區送金取組支拂高ノ明

細ヲ作成シ之ヲ民政府財務局長ニ報告スルモノトス（報告書様式
ハ對本邦送金取組、支拂高報告書ニ準ズ）

（終）

別紙
(一)

民政府訓令第十八號

昭和十九年三月十八日

海軍民政府總監 山崎 巖

ボルネオ
セレベス
小スンダ
民政部長官 殿

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱實施ノ件訓令

今般陸海軍軍政地區間ニ於テ本邦銀行ニ依ル送金ノ取扱ヲ開始スルコ
トトナリタルニ付來ル四月一ヨリ別紙要領ニ依リ實施スベシ

（別紙添）

附 紙

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱要領

一 取扱地區

陸海軍軍政地區全部（比島及ビルマハ軍政地區ニ非ザルモ當分ノ間
本要領ニ依リ送金取扱ヲ爲スモノトス）

二 取扱銀行

本邦爲替銀行支店、出張所、（海軍地區ニ於テハ台灣銀行支店出張
所トス）

三 送金ノ範圍

- (1) 旅費、滞在費、家族生活費、醫療費、學費、保險料等ノ送金
- (2) 小口交易（臨時軍事費買取拂下ノ方法ニ依ル交易以外ノモノ）ニ
伴フ代金決済ノ爲ノ送金
- (3) 軍人、軍屬ノ官給金ノ送金
- (4) 軍（軍政機關ヲ含ム以下同ジ）公金ノ送金

四 爲替ノ種類

- (5) 其ノ他必要已ムヲ得ザル送金
- (1) 普通送金爲替、電信爲替、當座勘定付替等
- (2) 旅行信用狀ノ發行及旅行信用狀ニ基ク手形ノ買取

五 爲替ノ表示通貨

爲替ノ金額ハ被仕向地ノ通貨ヲ以テ表示スルモノトシ銀行ハ一對一
ノ換算率ヲ以テ現地通貨ト受拂ヲ爲スモノトス、但シ本邦ヲ最終支
拂地下スル旅行信用狀ニ付テハ圓爲替ヲ取組ムコトヲ得

六 送金ノ取締

送金ノ取組ニ付テハ送金爲替等取締令第一條ノ規定ニ依リ凡テ所轄
民政部長官又ハ州知事ノ許可ヲ要スルモノトス
陸軍地區ヨリノ被仕向送金ノ支拂ニ付テハ送金爲替等取締令第三條
ノ規定ニ拘ヘラズ許可ヲ要セズ
許可ハ概ネ左記標準ニ依リ之ヲ爲スモノトス

(6) 軍公金ノ送金

軍公金ノ送金ハ許可ヲ要セズ

(7) 前各號以外ノ送金

被仕向地軍政機關ノ證明アリ且必要已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ之ヲ許可スルモノトス

七 爲替銀行間ノ爲替尻ハ各地南方開發金庫ヲ通ズル爲替取引ニ依リ之ヲ調節スルモノトス

尙陸海軍軍政地區間ノ爲替取引ニ依リ生ジタル爲替銀行ノ持高ハ南方開發金庫ニ集中スル方針ヲ以テ其ノ具体的取扱手續研究中ナリ、決定ノ上ハ直ニ通達ス

八 爲替銀行ノ送金手数料ハ當分ノ間民政府管轄地域相互間ノ送金手数料ニ依ルモノトス

九 爲替銀行ハ毎月其ノ取扱ニ係ル對陸軍地區送金取組支拂高ノ細細ヲ作成シ之ヲ民政府財務局長ニ報告スルモノトス(報告書様式ハ對本邦送金取組、支拂高報告書ニ準ズ)

終

(8) 旅費及滞在費

旅費(船車航空料金ヲ含ム)ハ一ヶ月一千盾相當額以内滞在費ハ一ヶ月五百盾相當額以内ヲ標準トシ相當ト認ムル金額

(9) 家族生活費、學費、醫療費

一ヶ月二百盾相當額ノ範圍内ニ於テ資金依頼人ノ地位、收入、過去ノ送金実績等ヲ勘案シ相當ト認ムル金額

(10) 保險料

保險料相當額

(11) 小口交易ニ伴フ代金決済ノ爲ノ送金

積出地軍政機關ノ證明アル場合ニ限り許可スルモノトス

(12) 軍人、軍屬ノ官給金ノ送金

軍人、軍屬ガ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ諸給與ニ他地區ニ出張又ハ轉勤ノ爲送金セントスルトキハ軍ノ支給證明書ヲ徴シタル上之ヲ許可スルモノトス

民政府財機密第四二七號

昭和十九年三月二十七日

南西方面海軍民政府財務局長

ポルネオ
セレベス 民政部長官 殿
小スンダ

陸海軍軍政地區間銀行送金開始ニ關スル件申進

首題ニ關シ三月十八日附訓令セラレ候處右實施上注意スベキ點左記ノ
通申進候

記

一 陸軍地區向送金取組ハ金額ノ如何ヲ問ハズ（軍公金ヲ除ク）送金爲
替等取締令第一條ノ規定ニ基キ凡テ許可申請ヲ爲サザルコト

二 今回送金開始ヲ見タル主タル目的ハ旅費、生活費、保険料、軍公
金、軍人、軍屬ノ官給金ノ送金等貿易外送金ノ途ヲ拓クニ在ルコト、
ト、從テ

イ 小口交易決済ノ爲ノ送金ハ當該輸移出入ガ關係地區軍政機關ニ依
リ適法ニ承認セラレタルモノナル場合ニ限ルコト

ロ 商社等ノ物資買付資金、營業費等ノ送金ハ豫メ被仕向地軍政機關ノ
ノ證明アル場合ニ限り之ヲ許可スルコト

前記資金ヲ軍公金ノ名ノ下ニ送金スルコトハ對陸軍交渉經緯モアリ
リ嚴ニ之ヲ取締ルコト

三 爪哇ニ於テハ被仕向送金ニシテ一口五百盾ヲ超ユルモノニ付テハ
其ノ支拂ニ付許可制ヲ實施シアリ 從ツテ訓令ニ定ムル範圍ヲ超
ユル送金ニ付テハ支拂ヲ許可セラレザルニ付注意アリ度

四 陸軍地區ヨリノ被仕向送金ノ支拂ハ許可ヲ要セズ（近ク送金爲
替等取締令改正ノ方針ナリ）

五 勞務協會ノ爪哇向送金ニ付テハ從前通りノ取扱トス（終）



民政部訓令第三十四號

昭和十九年四月十二日

南國方面海軍民政府總監 山崎

ボルネオ民政部長官殿
セレベス民政部長官殿

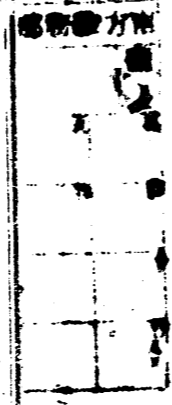
本邦及南西方面海軍主擔任地域間
電信爲替開始ニ關スル件訓令

首題ノ件左記ニ依リ五月一日ヨリ實施スベシ

記

一取扱業務ノ範圍

内國制度ニ依ル電信爲替トス但シ左ノ特殊取扱ハ之ヲ爲サズ
(イ)至急電報ニ依ル取扱



(ロ) 拂渡郵便局特定

(ハ) 爲替證書ノ留置

(ニ) 爲替證書ノ特使ニ依ル送達

二金額制限

證書一枚ノ金額制限ハ一圓以上千圓以下トス

爲替金額ニハ一圓未滿ノ端數ヲ附スルコトヲ得ス

三料 金

證書一枚ノ爲替料ハ左ノ如シ

百圓迄 七圓

三百圓迄 八圓五十錢

五百圓迄 拾圓

千圓迄 拾壹圓五十錢

證書ノ有効期間

證書發行ノ日ヨリ六十日トス

取扱郵便局

本府側ニ於ケル取扱郵便局ハ左ノ如シ

局名	取扱地域
マカツサル郵便局	各市内一圓
メナド郵便局	
パンシエルマシン郵便局	
バリツクバパン郵便局	
ボンチャナツク郵便局	

傳送上ノ名稱

取扱地域

各局名ノ下ニ「ユウ」ノ文字ヲ附ス

各市内一圓

名宛局ノ指定

名宛局ノ指定ハ通信區制便覽到着スル迄ハ左記ニ依リ處理スルコト

(イ) マカツサル郵便局以外ノ郵便局ニ於テハ發信爲替電報ノ名宛局ヲ「マカツサルユウ」トシ本文中受取人ノ居所ハマカツサル郵便局ニ於

テ名宛局ヲ指定スルニ支障ナキ程度ニ詳細ニ記載スルコト

(ロ) マカツサル郵便局ニ於テ右爲替電報ヲ受ケタルトキハ該爲替電報ノ名宛局ヲ指定シ且本文受取人居所ノ記載不齊中不要ノ箇所ヲ抹

消シ相當證明ノ上之ヲ電報局ニ再交付スルコト

(ハ) マカツサル郵便局ニ於テハ毎週其ノ中繼ニ係ル爲替電報ノ名宛局及爲替ノ記番號ヲ臨時郵便爲替貯金管理局(以下管理局ト稱ス)ニ通知スルコト

(ニ) 管理局ニ於テハ右通知ニ依リ振出局ヨリ送付ヲ受ケタル關係爲替ノ原符ニ名宛局名ヲ記入スルコト

電信爲替料ノ處理

(イ) 本府側振出電信爲替ニ對スル爲替電報料ハ電報額信ノ際ニ之ヲ支拂ハス管理局ニ於テ取纏メ年二回ニ區切り爲替電報一通ニ付金六圓五十錢ノ割合ヲ以テ國際電氣通信株式會社東京印度總局ニ支拂フ

モノトス

(四)郵便局ニ於テ徴收シタル電信爲替料ハ當分ノ内左記ニ依リ處理ス
ベシ

(一)爲替電報一通ニ付六圓五十錢ハ現金計理トシ適宜ノ用紙ヲ以テ
別紙様式ニ依ル爲替電報料受入票正ヲ作成シタル上東印度爲替
貯金日計表ニ「爲替電報料」欄ヲ設ケ之ニ計上シ爲替電報受入
票正本ハ該日計表ニ添屬シ之ヲ管理局ニ送付シ副本ハ自局ニ保
管スルコト

(二)爲替料ノ内右爲替電報料ヲ控除シタル殘額ニ付テハ原符ニ郵便
切手ヲ貼附消印スルコト

ハ電信爲替ノ拂渡

電信爲替證書ハ拂渡郵便局ニ留置キ受取人ニ到着通知ヲ爲シ出頭ヲ
俟テ證書ヲ交付シタル上爲替金ノ拂渡ヲ爲スコト

其ノ他

昭和十八年一月二十三日民政府訓令第十四號、昭和十八年十一月十
七日民政府訓令第八十五號ノ外内國電信爲替ノ例ニ依ルコト

備考

本電信爲替業務ニ要スル物品ハ別途取扱郵便局宛發送ス

(別紙添)

(終)

寫送付先

- 海軍省兵備局長
- 海軍省南方政務部長
- 海軍省南方艦隊參謀長
- 海軍省南方艦隊參謀長
- 第二兩遣艦隊參謀長
- 第四兩遣艦隊建設指導部長
- 小スンダ民政部長官
- 各州知事

別紙

第 號	昭和 年 月 日 振出電信 通分	爲 答ノ 爲 答 電 報 料	一 金 圓 錢	爲 答 電 報 料 受 入 票	印 附 日

海
軍

REEL No. A-1179

0344



民政府訓令第二十九號

昭和十九年四月六日

南西方面海軍民政政府總監 山崎

ボルネオ
小スンダス 民政部長官殿

海軍主擔任區域、陸軍主擔任區域間郵便爲替取扱ニ關スル件訓令

首題ノ件昭和十七年十一月三十日民政府機密第三〇六號ノ一訓令別紙
「海軍主擔任區域、陸軍主擔任區域間通郵開始要領」中第二郵便爲替
四金額制限(口)號本文ヲ左ノ通改正ス

(口)郵便爲替ニ依ル送金ハ一人一月三十圓以内ニ制限ス

寫送付先
海軍省兵備局長

海軍省南方政務部長
南西方面艦隊參謀長
第二南遣艦隊參謀長
各州知事
第四南遣艦隊建設指導部長

19.5.2
伊東

蔵外爲第七六〇號

昭和十九年四月六日

大藏省 外資

生

19.4.7 伊東



大日本帝國政府

南關長
海軍省 南方政務部

御中

南方事業ニ關スル本邦拂費用ノ
送金ニ關シ資料添付ノ件

南方事業擔當者ノ内地資金狀態等勘案ノ資料ト致度ニ付南方事業擔
當者ノ本邦向送金證明申請書ニハ原則トシテ(前回提出シ重複スル
場合ハ省略スルモ差支ナキコト)別紙記載程度ノ證明書ヲ添付セラ
レル様御取計相煩度御依頼候

大日本帝國政府

三月二十七日

馬場中尉殿

大藏省 外資課

長沼監督右様

申す通り南方事業擔當者ノ資金狀態等勘案ノ資料ト致度ニ付南方事業擔
當者ノ本邦向送金證明申請書ニハ原則トシテ(前回提出シ重複スル場合ハ省略スル
場合ハ省略スルモ差支ナキコト)別紙記載程度ノ證明書ヲ添付セラ
レル様御取計相煩度御依頼候

REEL No. A-1179

大日本帝國政府

三月二十七日
大臣名おき譯
岩沼監督右様

馬場中尉殿

早達おう南方事業担当為ノ資金状態等勸業ノ
資料トシ併ヒテ事務進捗ノ上今後担当有ニ於テ証明
申請書提出ノ際ハ原則（前回提出重複スル場合ハ省田冬）
トシテ別紙、如キ書類ヲ添附シ提出セラル様御配
意相煩度追而正式御依頼申上カレ所存ナカラ不

（規定事務部一八二二五七番）

大日本帝國政府

南方事業ニ屬スル本邦拂費用ノ
送金ニ關シ資料添付ノ件

南方事業擔當者ノ内地資金状態等勸業ノ資料ト致度ニ付南方事業擔
當者ノ本邦向送金證明申請書ニハ原則トシテ（前回提出シ重複スル
場合ハ省略スルモ差支ナキコト）別紙記載程度ノ證明書ヲ添付セラ
レル様御取計相煩度御依頼候

感外第七六六〇

昭和十九年四月六日

海軍省南方政務部 御 中

大藏省 外資

局長
A
B
C
D

19.4.7

100000

属員

印

大日本帝國政府

取敢豫々御依頼候也
(本件ハ先般態々少依ニ諒解済ノモノ)

Table with 10 empty columns for data entry.

(昭和三十七年)

大日本帝國政府

一、内地ニ於ケル最近ノ資金繰状況
二、最近ノ貸借対照表又ハ試算表(内地本店分ノミニテ差支ナシ)但シ左記説明書ヲ附スルコト

記

- (1) 借入金
(イ) 長期借入金額 口數
(ロ) 短期借入金額 口數
(2) 手形借入
(3) 貸入金
(イ) 現金ヲ以テ支拂ヲ要スル金額
(ロ) 振替ニ依リ整理セラルベキ金額

大日本帝國政府

- 一、内地ニ於ケル最近ノ資金繰状況
- 二、最近ノ貸借対照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但シ左記説明書ヲ附スルコト
- 記
- (1) 借入金
- (イ) 長期借入金 額 口數
- (ロ) 短期借入金 額 口數
- 但シ借入期限到來シ返済ヲ要スヘキモ日ノニ付テハ償還者、借入年月及返済期限
- (ハ) 南支ヨリノ借入ハ別記シ共ノ借入年月及返済期限
- (ニ) 手形借入
- 割引手形及支拂手形トニ區分シ中切券又ハ繰上可能ト認メタル額
- (3) 假受金
- (イ) 現金ヲ以テ支拂ヲ要スル金額
- (ロ) 振替ニ依リ整理セラルベキ金額

大日本帝國政府

取敢豫々御依頼候也

(本件ハ先般態態少依テ解決済モ)

(昭和三十二年十月)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大日本帝國政府

手
目
的
(8) 當座借越契約極度額及其ノ余力金額
手
目
的
(9) 南方へノ立替金額
手
目
的
(10) 當座借越契約極度額及其ノ余力金額
手
目
的
(11) 南方事業據當後南方ヨリノ送金額一覽表 (送金年月、金額、送金
目
的)

大日本帝國政府

4) 有價證券
 (1) 國債其ノ他債券 金額
 (2) 關係會社株 金額
 (3) 投資株 金額
 右ノ中擔保等差入中ノモノニ付テハ其ノ金額
 (5) 貸付金
 (1) 長期借入金額口數
 (2) 短期借入金額口數
 石ノ中返濟見込金額
 (6) 銀行預金又ハ預ケ金一覽表
 (擔保又ハ見返差入中ノモノハ其ノ旨附記)
 (7) 假拂金
 (1) 現金ヲ以テ支拂ヲ受クベキ金額
 (2) 振替ニ依リ幣唯セララルベキ金額

藏外爲第二五七七三號

昭和十八年十二月三十一日

大藏省外資局長

海軍省南方政務部長 殿

海軍省 經理局長 殿

昭和十八年十二月二十二日附函政機密第一〇二一號ヲ以テ照會ニ係ル南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送金取扱要領ニ關スル件異見無之候條此段及回答候也

(花野)渡

海軍

南政機密第一〇二一號

昭和十八年十二月二十二日

海軍省南方政務部長

秘

大藏省外資局長 殿

海軍省 經理局長

南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送金
取扱要領ニ關スル件照會

首題ニ關シテハ昭和十八年三月十日大東亞省連絡委員會第一都會決定南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件「第三號及第四號」ニ基キ之ガ取扱要領ヲ別紙第一、第二ノ通定ノ實施スルコトト相成候ニ付テハ

海軍

(花野)渡

之ガ實行ニ關シ左記ニ依リ御協力相煩度處貴見承知致度候

記

- 一、南方事業ヨリ本邦向送金ヲ要スル者ニ對シ海軍省ニ於テ証明書發行ヲ要スル場合ニハ豫メ貴局ノ意圖ヲ設スルコト
- 二、海軍省ハ原則トシテ前項大藏省ノ意圖ヲ尊重スルモノトシ之ニ對シ異存アル場合ハ事前ニ大藏省ト打合セラ爲スコト
- 三、現地州知事ノ許可ヲ受ケ内地ニ送金セラレタルモノニ對スル内地ニ於ケル許可ニ付テハ大藏省ハ原則トシテ之ヲ許可スルコトトシ萬一異見アルトキハ事前ニ海軍省ト打合ヲ爲スコト

(終)

海軍

南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送金取扱方針

- 一、南方企業ノ指導方針ガ重要國防資源ノ急速取得ニアルハ勿論ナルモ之ガ具體的實現ノ方途ニ關シテハ既ニ一應各種業者ノ進出ヲ見タル今日ニ於テ戰局ノ現状、資材輸送ノ現状ニ鑑ミ極力現有設備ノ重點的活用受命事業ノ全能發揮ニ依リ生産ノ増強ヲ圖ルベク徒ラニ多様ナル事業ノ跋行的擴大追加ハ寧ロ抑制セザルベカラザル段階ニアリ
- 資金計畫モ右ノ線ニ沿ヒ既進出事業ノ重點的育成強化ヲ目途トシ以行杜撰ニシテ權益獲得慾ニ基ク新設擴張ハ極力抑壓セントス
- 二、南發ガ南方全域ニ於ケル資源ノ開發及利用ニ必要ナル資金供給ノ爲ニ設立セラレタルハ勿論ナルモ業者ハソノ國家補償ヲ宛ニシテ稍々モスレバ放漫ナル借入ヲナス傾ナシトセズ、當局トシテハ融資額ガ必ズ該商社指定事業ニ現實ニ投資セララルコト從ツテ融資額ノ受命事業以外

(北略) 石

海軍

ヘノ融通、戦前又ハ内地債務ノ整理ノ爲ノ借用等ハ嚴ニ監視スルヲ要ス

三、差當リ本邦拂費用及利益金ノ送金ハ該商社ノ内地ニ於ケル金繰リツカズ且現地ニ於テ餘裕金又ハ利益金アリテ留守宅送金、内地借入金利子ノ返済金等特ニ送金ヲ要スルモノニ限定スルコトトシ内地ニ於ケル既支出設備費ト雖モ單ニ現地ニ於ケル借入金ヲソノ儘之ガ返済ニ充當スルガ如キモノノ送金ハ之ヲ認メザルコトトス

(花崎)石

海軍

南政機密第三四號ノ

昭和十九年一月二十一日

海軍省南方政務部

大蔵省外資局爲替課御中

南方事業ニ屬スル費用等ノ本邦回送金ノ件照會
首題ノ件ニ關シ別紙ノ通
タルニ付貴見至急承知致度
ヨリ申請アリ

(別、紙 二 通 添)

(終)

石

へノ融通、戦前又ハ内地債務ノ整理ノ爲ノ借用等ハ嚴ニ監視スルヲ要ス
 三、差當リ本邦拂費用及利益金ノ送金ハ該商社ノ内地ニ於ケル金繰リツカ
 ズ且現地ニ於テ餘裕金又ハ利益金アリテ留守宅送金、内地借入金利子
 ノ返済金等特ニ送金ヲ要スルモノニ限定スルコトトシ内地ニ於ケル既
 支出設備費ト雖モ單ニ現地ニ於ケル借入金ヲソノ儘之ガ返済ニ充當ス
 ルガ如キモノノ送金ハ之ヲ認メザルコトトス

海軍

南政機密第三四號ノ

昭和十九年一月二十一日

海軍省南方政務部

大藏省外資局爲答課御中

南方事業ニ屬スル費用等ノ本邦回送金ノ件照會
 首題ノ件ニ關シ別紙ノ通
 タルニ付貴見至急承知致度
 ヨリ申請アリ

(別紙二通添)

()

石

極

寫

長	部務政方
A	
B	
C	
D	

海軍省南方改務局長殿

四月三十日送付

19.5.15

民829

伊東

民政府財源審第三〇九號

昭和十九年四月二十八日

海軍省南方改務局長殿

ホルネオ
セルベス
小スンダ
民政府部長官 殿

為替管理令施行ニ關スル件通牒

昭和十九年四月二十八日民政府令第十四號ヲ以テ為替管理令制定格成
候處右施行上左記諸事項留意ノ上可然取計ヘン度

第一 改正ノ要點

本令ハ為替管理ノ徹底強化ヲ圖ル爲從來ノ送金爲替等取締令ヲ詳細
且具體的ニ改訂スルト共ニ本邦ニ於ケル外國爲替管理法令及陸軍地

區ニ於テ實施中ノ爲管理規則ヲ參照シ之ニ適應スル諸規定ヲ設
ケ以テ之等地區トノ調整ヲ圖リタルモノニシテ改正ノ主要ナル點
ヲ擧グレバ左ノ如シ

1、陸海軍管收地境ヨリ仕向ラレタル銀行送金ノ支拂ニ付テハ取
組地ニ於テ既ニ管收機關ノ許可ヲ受テ居ルヲ以テ管收區ニ於テ
ハ之ヲ不接許可トシタルコト

(第十條第一項第二號)

2、二百盾相當額ヲ超ニル現金ノ貸出入ニ付テハ從テ通リ要許可
トスルノ外新ニ報告義務ヲ課スルコトトシタルコト

(第十一條、第十二條)

3、金貨幣、金地金、金ノ合金等ノ貸出ヲ新ニ取締ルコトトシタ
ルコト

(第十三條)

4、證券ノ貸出入ヲ新ニ取締ルコトトシタルコト

(第十八條)

5、本令ニ規定セラレタル方法ニ依ル以外ノ送金(例ヘバ銀行ヲ
通ゼズ個人間ノ貸借決済ニ依リ事實上送金ヲ爲シタルト同一ノ
目的ヲ達スル如キモノ)ハ凡テ之ヲ取締ルコトトシタルコト

(第十四條)

6、本令施行地外ノ地ニ於テ爲シタル委託ニ基キ本令施行地ニ於
テ爲ス支拂(例ヘバ立替拂等)ヲ新ニ取締ルコトトシタルコト

(第十五條)

7、本令ニ依ル許可申請書及報告書ノ提出ハ凡テ南方開發金庫又
本邦銀行ヲ經テ民政部ニ提出セシムルコトトシタルコト

(第二十七條)

8、南方開發金庫等ヲシテ許可申請書等ヲ下書き、報告書ノ受理、
民政部へ送達ヲ取扱フシムルコトトスルヲ共ニシテ右ニ關シテ

ハ別送兩方關送金庫ニ指令ス(兩方關送金庫等ノ職員ハ法令ニ依
 リ公務ニ從事スルモノト看做スコトトシタルコト)
 (第三十條)
 9. 民政府總監ハ必要アルトキハ專項及人ヲ指定シテ本令ニ定ムル
 取引書ハ行爲ノ制限又ハ報告ヲ免除スルコトヲ得ルコトトシタル
 コト
 (第二十九條)
 差當リ郵便爲替ニ依ル月額三十盾以下ノ爪哇向送金ニ付許可ヲ免
 除セリ

第二 許可方針

10. 罰則ニ關スル規定ヲ改竊議定ノ改正ニ應ジテ改正シタルコト
 (第三十一條乃至第三十三條)

一 送金關係

- 1. 本邦向送金
 - (イ) 在留邦人ノ望許送金
 - 申請者ノ収入、職、家庭ノ事情等ヨリ判斷シ不當ノ送金ニ
 非スト認メラルルモノハ許可スルコト
 - (ロ) 華僑、華僑者等ノ華業費、祖產金等ノ送金
 - 昭和十九年一月長崎府府廳發給ノ八〇號兩方關送金庫
 等ノ本邦向送金ニ關スル件通牒ニ依リ之ヲ處理スルコト
 - (ハ) 旅費、滞在費等ノ送金
 - 旅費ニ付テハ概シテ一箇月千盾相當額以內、滞在費ニ付テハ概
 シ一箇月五百盾相當額以內ヲ標準トシ申請者ノ職業、地位、旅
 行地、期間等ヨリ判斷シ相當ト認ムル金額ヲ許可スルコト
 - (ニ) 法令又ハ契約上ノ義務履行ノ爲メノ送金
 - (イ) 反(ロ)ノ趣旨ニ準ジ必要已ムヲ待サル送金ハ之ヲ許可スルコト

(ホ) 前各號以外ノ送金

原則トシテ許可セザルコト

2、陸軍地區向送金

昭和十九年三月民政府訓令第十八號陸海軍陸海軍地區間銀行送金取扱實施要領ニ依リ處理スルコト

3、民政府管轄外海軍地區向送金

昭和十九年三月民政府財糧部訓令第二十八號管轄外海軍地區ニ對スル送金取扱ノ件奉送ニ依リ處理スルコト、但シ第四南緯線陸軍管轄外海軍地區向送金ニ付テハ陸軍地區向送金ニ準ジ處理スルコト

4、支那向送金

昭和十八年四月民政府訓令第三十九號支那向送金取扱ノ件訓令ニ依リ處理スルコト

5、前各號以外ノ送金ニ對スル送金

原則トシテ許可セザルコト

6、郵便爲替ニ付テハ第一條ニ依リ取締ノ對象ト爲シ居ルモ右

ハ郵便局ノ取引相手タル個人ノ行爲ヲ取締ル趣旨ニシテ官廳

タル郵便局ノ爲替事務取扱ヲ制限スルノ意ニ非ズ從テ郵便局

ガ相手方ニ對シ爲替ノ買却ヲ爲スニ付テハ民政府長官ノ許可

ヲ受クルヲ要セザルハ勿論ナリ爲念

二、通貨ノ發出入

從來通貨ノ發出入ニ付テハ取締上遺憾ノ點少カラサルカ如ク思

ハルカモ新クテハ爲替管理ノ徹底ヲ期シ得ラレサルヲ以テ不要

許可限度以上ノ通貨發出入ニ付テハ必ず許可申請ヲ爲サシムル

ト共ニ爲替送金ノ可能ナル地域ニ對シテハ可及的發行等ニ依リ

送金ヲ利用セシメ不必發ナル現金ノ移動ヲ避ケシムル如ク指導

スルコト

尙通貨發出入ノ取締ハ専ラ特種ニ於テ之ニ當ルコトトシ總關機

券充實ノ上ハ該法ニ於テ旅券等ノ携帶令申告並ニ之ニ附スル簡
易許可券ヲ取扱ハシムルコト
尙草人、軍艦ノ通貨券等發出ヘ不長許可トナリ居ルモ本邦実ノ
他地區ニ於テ通貨交換ニ際シテ支給證明書ノ提示ヲ求メラル
ルコトアルニ付可成右證明書ヲ携帶セシムルヲ可トス

三 證券ノ發出入

差當リ考慮セラルルハ預金消償ノ發出入ナルガ現地ニ於ケル貯
蓄獎勵ノ關係上預金消償ノ發出入ヲ一律ニ制限スルコト 困難
ナルモ本邦外幣爲替管理法令ニ於テ預金消償ノ發出入ハ要許
可事項トナリ居ルニ付一應之ニ對シテハ許可制取ヲ採用スルコ
トトシタルモ爲替預金カ現地ニ於ケル本人ノ正當ナル所得ノ蓄
積ニシテ且該法酌定令ニ非スト認メラルル場合ハ之ヲ許可スル
コト
尙草人、軍艦ガ本邦ニ郵便令消償ヲ携帶スル場合ハ民政部長

官ノ許可ニ代ヘ所屬長ノ證明書ヲ携帶セシムルコト

(註)右證明書ヲ所持スルトキハ本邦稅關ニ於テ簡易輸入許
可ヲ受クルコトヲ得一昭和十八年七月第二號通關稅關
三八號ノ一五章人、軍艦ノ南方占領地等ヨリノ證券携
帶輸入許可手續簡略化ニ付通知云々照)

四 通貨ノ發買(交換)

通貨ノ發買ハ日本銀行代理店タル南方諸國發金庫支金庫、出張所
一兩万圓發金庫存セザル地ニ在リテハ本邦銀行(ラシヤ之ヲ取
扱ハシムルコト
日本銀行代理店ニ於テ發買スル通貨ハ本邦通貨及南方諸國發金庫
券ニ付ルコト
此等及ビルマハ直取地等ニ非サルモ現在南方諸國發金庫券ヲ使用
即ナルニ付當分ノ間他地區ノ南方諸國發金庫券同様其ノ發買ニ應
ズルコト

尙通貨發賣ノ細則ニ付テハ別途制定セララルル通貨引換規則ニ依
ルコト

第三 許可官廳

本令ニ依ル許可ハ民政部長官之ヲ行フ建前ナルモ當分ノ尙直轄區
域以外ノ州ニ在リテハ州知事ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコト但
シ對便爲善ニ在リテハ必要ニ應ジ州知事廳以下ノ官廳ヲシテ許可
事務ヲ行ハシムルコトヲ得ルコト

第四 許可申請書ノ處理手續

1. 本令ニ定ムル許可申請書ハ正副二通ヲ報告書ハ一通ヲ作成シ
兩方開封金庫支金庫、出張所經由民政部ニ提出セシムルコト
2. 兩方開封金庫ハ申請書記數事項等ニ遺漏無キヤ否ヤヲ審査シ
之ヲ民政部ニ送達スルコト
3. 民政部ニ於テハ申請書ヲ審査ノ上許可又ハ不許可ヲ決定シ申
請書正本ニ其ノ旨ヲ記載シ民政部長官又ハ州知事印ヲ押捺シテ

之ヲ兩方開封金庫ニ交付スルコト

4. 兩方開封金庫ハ右ニ依リ區テニ申請者ニ許可又ハ不許可ノ旨
ヲ通知スルコト

5. 處理済申請書ノ副本ハ許可審又ハ不許可通知書寫シテ民政部
ニ於テ整理保存スルコト

6. 許可審ニハ整理審並ニ附シ判別ヲ容易ナラシムルコト

7. 報告書ハ民政部ニ於テ右ノ整理審ニ許可申請書ヲ封入シ其ノ
正當ナルコトヲ確認ノ上之ヲ整理保存スルコト

第五 送金手数料其ノ他

- 一 發行送金手数料

本邦向送金手数料ハ從來民政府管轄區域内送金及陸海軍軍政地
區間送金手数料ト別途定メラレアル處ハ昭和十八年一月民政府
財令機密第一九號參照ノ今般之ヲ統一シ左ノ如ク凡テ同率ニ改
ムルコト

一 萬圓以下ノ金額
 一 萬圓ヲ超スル金額
 一 盾
 一 五十仙
 銀行ニ於テ五十仙未満ノ手紙等
 一 盾
 一 五十仙
 銀行ニ於テ五十仙未満ノ手紙等
 一 盾
 一 五十仙
 銀行ニ於テ五十仙未満ノ手紙等

一 萬圓以下ノ金額
 一 萬圓ヲ超スル金額
 一 盾
 一 五十仙
 銀行ニ於テ五十仙未満ノ手紙等
 一 盾
 一 五十仙
 銀行ニ於テ五十仙未満ノ手紙等

郵政省 郵政局長
 郵政省 郵政局長
 郵政省 郵政局長

第四 兩道 陸軍部長
 第二 陸軍 陸軍部長
 同 マカツサル 支部長
 同 パリツクハバン 支部長
 谷 州 知 事

郵務政方信

海軍省南支隊長 殿

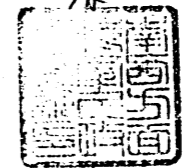
民政府訓令第四十一號

昭和十九年四月二十八日

南西方面海軍民政府總監 山崎 殿

四月二十八日 送付

19.5.15
R332



寫

ボルネオ
セレベス
小スンダ
民政府長官 殿

民政府管下日本銀行代理店通貨
引換規則制定ノ件訓令

首題規則別紙ノ通定メ來ル五月十五日ヨリ之ヲ實施スベシ

(別紙添)

(終)

高送付先

海軍省南方政務部長

同 局長

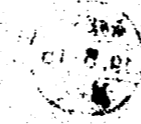
第二南遣艦隊参謀長

第一海軍經理部長

同 マカッサル支部長

同 パリソクバン支部長

各々州知事



海軍省南方政務部 海軍省南方政務部 海軍省南方政務部

第一海軍經理部 第一海軍經理部 第一海軍經理部

第二南遣艦隊 第二南遣艦隊 第二南遣艦隊

マカッサル支隊 マカッサル支隊 マカッサル支隊

パリソクバン支隊 パリソクバン支隊 パリソクバン支隊

各々州知事 各々州知事 各々州知事

海軍省南方政務部 海軍省南方政務部 海軍省南方政務部

第一海軍經理部 第一海軍經理部 第一海軍經理部

第二南遣艦隊 第二南遣艦隊 第二南遣艦隊

マカッサル支隊 マカッサル支隊 マカッサル支隊

パリソクバン支隊 パリソクバン支隊 パリソクバン支隊

第三條 船務局及船務局組織ノ所持登ノ引換ニ付テハ船長ニ於テ引換所屬船ノ上括ノ船章ノ海軍金印各等ヲ作成シ上引換請求書内書表ヲ添付シ捺印シ受テハ本邦ニ於テ外國爲替會社法石ノ規定ニ依リ引換ヲ爲ス限度ハ一人一口ニ在ラズ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ代理店ノ引換ヲ爲ス限度ハ一人一口ニ在ラズ

第五條 本邦ニ於テ外國爲替會社法石ノ規定ニ依リ引換ヲ爲ス限度ハ一人一口ニ在ラズ

第六條 本邦ニ於テ外國爲替會社法石ノ規定ニ依リ引換ヲ爲ス限度ハ一人一口ニ在ラズ

第七條 本邦ニ於テ外國爲替會社法石ノ規定ニ依リ引換ヲ爲ス限度ハ一人一口ニ在ラズ

第八條 本邦ニ於テ外國爲替會社法石ノ規定ニ依リ引換ヲ爲ス限度ハ一人一口ニ在ラズ

第九條 本邦ニ於テ外國爲替會社法石ノ規定ニ依リ引換ヲ爲ス限度ハ一人一口ニ在ラズ

第十條 本邦ニ於テ外國爲替會社法石ノ規定ニ依リ引換ヲ爲ス限度ハ一人一口ニ在ラズ

盾指當額以內トス但シ爲替會社令第九條ノ規定ニ依リ民政部長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ代理店ハ通貨買入許可證ノ呈示シテ之ニ引換證書印ヲ爲シタル上請求者ニ交付スベシ

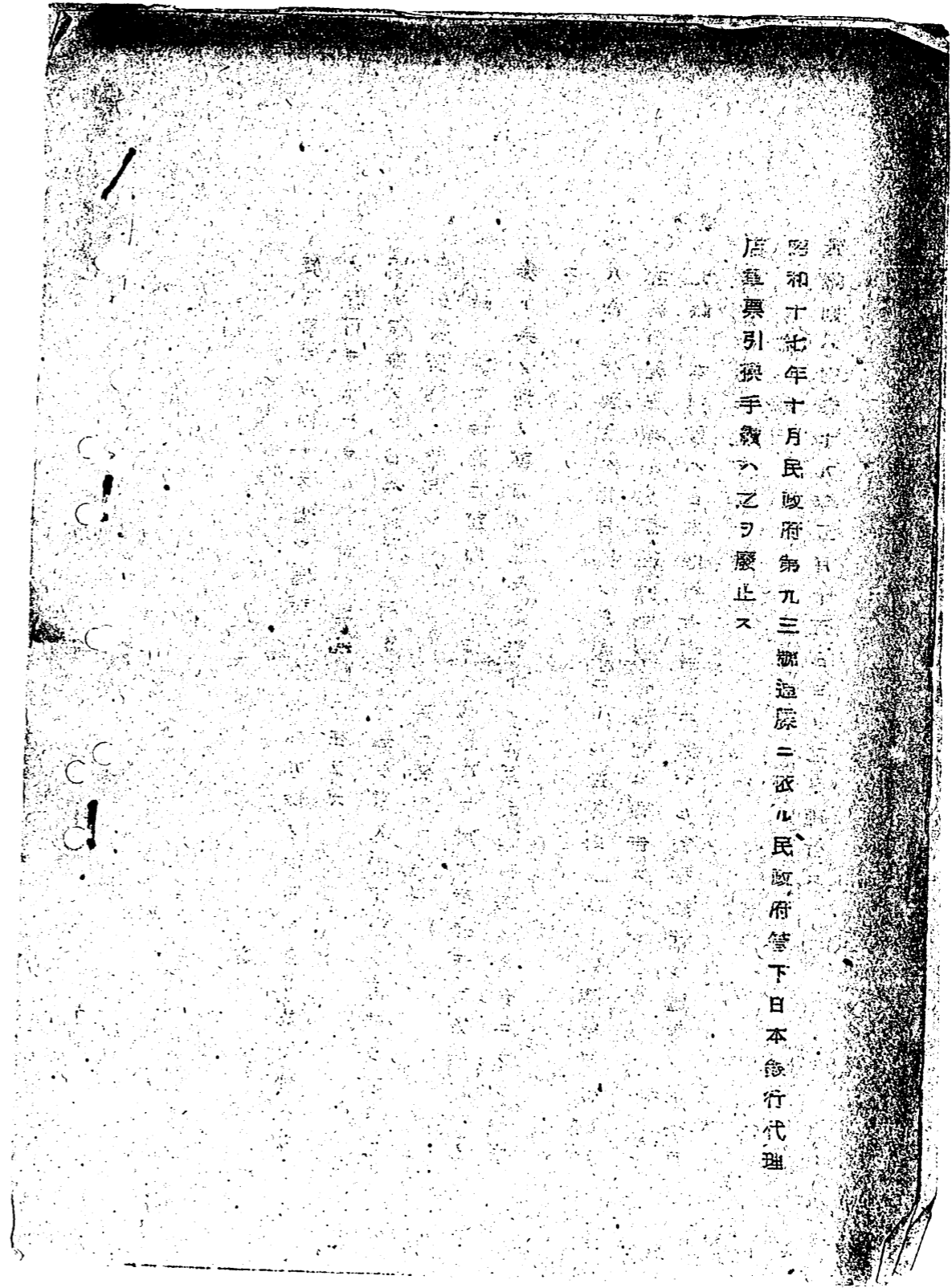
第七條 第二條乃至前條ノ規定ハ代理店ニ於テ盾表示兩万圓金庫券ト其ノ他ノ兩万圓金庫券トノ相互引換ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第八條 代理店ハ毎月其ノ取扱ニ係ル通貨引換高ノ明細書ヲ作成シ之ヲ所轄民政部長官總由民政府總監ニ報告スベシ

第九條 本規則ハ日本銀行代理店ニ非サル爲替銀行カ通貨ノ引換ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

附則

本規則ハ昭和十九年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス



昭和十七年十月民政府第九三號
店章引換手續ハ之ヲ廢止ス

REEL No. A-1179

0365

アジア歴史資料センター

南方面政務部

A	B

南方面政務部
19. 7. 10
931

民政府機密第八〇號

昭和十九年六月二十九日

南西方面海軍民政府經濟局長

南研究會中ナリニ付
海軍省南方面政務部

七月十一日
南西方面海軍民政府經濟局長

極秘

經理局長

第一課長

局員

村田

陸海軍軍政地區間爲替南被集中方法ニ關スル件照會

陸海軍軍政地區間爲替取引開始ニ伴ヒ管下所在臺灣銀行ハ對陸軍地區爲替持高ヲ所在ノ南万開發金庫各支金庫ニ集中スルコトナリタル處南發本金庫所定ノ爲替集中方法ニ依レバ管下各支金庫ノ爲替持高ハ一旦セレベス支金庫ニ集中ノ上更ニ之ヲ馬來支金庫ニ集中セシムルト共ニ銀行間ノ爲替尻調整ニ付テモ一々馬來支金庫ヲ經由セシムルコトニナリ居ル爲一箇ノ取引ニ付關係支金庫銀行間ニ於テ四回以上打電ヲ要スルコトト

海軍

ナリ其ノ手續徒ニ複雜ニシテ通信連絡意ノ如クナラザル當地區ノ實情ニ適セス且南軍地區ノ取引ヲ更ニ馬來支金庫ニ集中セシムルガ如キハセレベス支金庫ヲ馬來支金庫ノ從屬的地位ニ置クモノニシテ海軍トシテ承認シ難キ所ナリ仍テ本金庫所定ノ爲替集中事務處理手續ニ付テハ別紙ノ如ク凡テセレベス支金庫ヲ中心店トシテ之ヲ處理シ得ル様改訂實施セシメ以テ手續ノ簡易化ヲ圖ルコトト致度俟候本金庫ニ對シ石ノ旨可然連絡万取計ヲ得度

退テ南發業務ニ關スル本金庫所定ノ各種報告類等ハ一敷ニ通信連絡由ニシテ入手潤澤ナル平和時ノ取引ヲ前提トシ居ルガ如キ感アルニ付之ヲ可及的整理簡易化セシムル様御配慮ヲ得度

(別紙添)

(終)

海軍

陸海軍軍政地區間爲眷南發集中要領

一、民政府管下所在臺灣銀行ハ陸海軍軍政地區間爲替（以下準ニ南万爲替ト稱ス）、毎旬中ノ購買總額ニ付各通貨別（陸軍軍政地區ノ通貨ニシテ同一種類ノモノニ在リテハ各軍政地區別トス以下同シ）ニ翌旬初ニ於テ之ガ出合ヲ其ノ地所在ノ南發支金庫ニ求ムルモノトス

二、南發支金庫所在セザル地ノ臺灣銀行ニ在リテハ南万爲替購買高ヲ南發支金庫所在地店ノ勘定ニ合算又ハ付替ノ上同店經由一括購買總額ニ付前項ニ依リ南發支金庫上出合ヲ求ムルモノトス

三、セレベス支金庫以外ノ支金庫ニ在リテハ前各項臺灣銀行トノ出合取引ニ依ル毎旬中ノ購買總額ニ付各通貨別ニ翌旬初ニ於テ之ガ出合ヲセレベス支金庫ニ求ムルモノトス

四、セレベス支金庫ハ前各項ニ依ル出合取引ニ關シ毎旬毎ニ取極メ之ガ明細ヲ本金庫ニ報告スルモノトス

五、臺灣銀行ハ集中濟純持高ノ限度内ニ於テ隨時各南發支金庫經由有

海軍

信送金ニ依リ親手銀行トノ隔三條替尻調整ヲ爲スモノトス

六、前各項ニ定ムルモノノ外本金庫ノ指示スル所ニ依ルモノトス

海軍

別紙

南發業○四第 號

昭和十九年七月十四日

南方開發金庫
總裁 佐々木謙一郎

大東亞大臣 青木一男 殿



海軍軍政地區ニ於ケル對陸軍軍政地區銀行
爲替集中ニ關スル件

今般別紙(一)海軍民政府通牒ノ通り陸海軍軍政地區間銀行爲替ノ取扱開始セラレ之ニ件ヒ海軍軍政地區ニ於テ右爲替ヲ當金庫ニ集中スルコトト相成候ニ就テハ右爲替集中ニ關スル當金庫事務處理手續別紙(一)ノ通り制定ノ上別紙(二)ニ依リ本邦爲替銀行ト約定締結致度候間右御認可相受度此段及申請候也

A 海軍軍政地區銀行 (10日付)

B 海軍軍政地區銀行 (10日付)

海軍省南方政務部長

南方開發金庫

南政發業○四第 號

昭和十九年五月一日

海軍省南方政務部長

社長 殿

本邦向送金許可申請書添付資料

仲通牒

首題ニ関シ南方事業担当者、内地資金状態等勘案、資料ト致度ニ付本邦向送金許可申請書ニハ別紙ノ資料ヲ添付セラルル様取計相成度

(別紙添)

終

海軍

一 内地ニ於ケル最近ノ資金繰状況
 ニ 最近ノ貸借対照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但シ左
 記説明書ヲ附スルコト

記

(1)、借入金

(イ)、長期借入金額 口数

(ロ)、短期借入金額 口数

(ハ)、預發ヨリノ借入金別記シ其ノ借入年月及返済期限

(2)、手形借入

割引手形及支拂手形トニ區分シ中切替又ハ繼續可能ト認メラルル金額 口数

(3)、假受金

(イ)、現金ヲ以テ支拂ヲ要スル金額

(ロ)、振替ニ依リ整理セラルベキ金額

(4)、有價証券

(イ)、國債其他債券 金額

(ロ)、關係會社株 金額

(ハ)、投 資 株 金額

右ノ中擔保等差入中ノモノニ付テハ其ノ金額

(5)、貸付金

(イ)、長期借入金額 口数

(ロ)、短期借入金額 口数

右ノ中返済見込金額及時期

(6)、銀行預金又ハ預ケ金一覽表

（擔保又ハ見返差入中ノモノハ其ノ旨附記）

(7)、假拂金

(イ)、現金ヲ以テ支拂ヲ受クベキ金額

(ロ)、振替ニ依リ整理セラルベキ金額

(ハ)、南方ヘノ立替金額

(8)、當座借越契約極度額及其ノ余力金額

三 南方事業擔當後南方ヨリノ送金額一覽表（送金年月、金額、送金目的）

一 内地ニ於ケル最近ノ資金繰状況
 ニ 最近ノ貸借対照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但シ左
 記説明書ヲ附スルコト

記

(1)、借入金

(イ)、長期借入金額 口数

（但シ借入期限到来シ返済ヲ要スヘキ
 モノニ付テハ債権者ノ返借入年月及返
 済期日）

(ロ)、短期借入金額 口数

(ハ)、南發ヨリノ借入金別記シ其ノ借入年月及返済期限

(2)、手形借入

割引手形及支拂手形トニ区分シ中切替又ハ繼續可能ト認メラルル金
 額 口数

(3)、假受金

(イ)、現金ヲ以テ支拂ヲ要スル金額

(ロ)、振替ニ依リ整理セラルベキ金額

(4)、有価証券

(イ)、國債其他債券 金額

(ロ)、關係會社株 金額

(ハ)、投資株 金額

右ノ中擔保等差入中ノモノニ付テハ其ノ金額

(5)、貸付金

(イ)、長期借入金額 口数

(ロ)、短期借入金額 口数

右ノ中返済見込金額及時期

(6)、銀行預金又ハ預ケ金一覽表

（擔保又ハ見返差入中ノモノハ其ノ旨附記）

(7)、假拂金

(イ)、現金ヲ以テ支拂ヲ受クベキ金額

(ロ)、振替ニ依リ整理セラルベキ金額

(ハ)、南方ヘノ立替金額

(6)、當座借越契約極度額及其ノ余力金額

三 南方事業擔當後南方ヨリノ送金額一覽表（送金年月、金額、送金目的）

一 内地ニ於ケル最近ノ資金繰状況
 ニ 最近ノ貸借対照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但シ左
 記説明書ヲ附スルコト

記

(1) 借入金

(イ) 長期借入金額 口数

（但シ借入期限到来シ返済ヲ要スヘキ
 モノニ付テハ債権者、借入年月及返
 済期日）

(ロ) 短期借入金額 口数

(ハ) 前發ヨリノ借入金別記シ其ノ借入年月及返済期限

(2) 手形借入

割引手形及支拂手形トニ區分シ中切替又ハ繼續可能ト認メラルル金

額 口数

(3) 假受金

(イ) 現金ヲ以テ支拂ヲ要スル金額

(ロ) 振替ニ依リ整理セラルベキ金額

(4) 有價証券

(イ) 國債其他債券 金額

(ロ) 關係會社株 金額

(ハ) 投資株 金額

右ノ中擔保等差入中ノモノニ付テハ其ノ金額

(5) 貸付金

(イ) 長期借入金額 口数

(ロ) 短期借入金額 口数

右ノ中返済見込金額及時期

(6) 銀行預金又ハ預ケ金一覽表

（擔保又ハ見返差入中ノモノハ其ノ旨附記）

(7) 假拂金

(イ) 現金ヲ以テ支拂ヲ受クベキ金額

(ロ) 振替ニ依リ整理セラルベキ金額

(ハ) 南方ヘノ立替金額

(8) 當座借越契約極度額及其ノ余力金額

三 南方事業擔當後南方ヨリノ送金額一覽表（送金年月、金額、送金目的）

昭和十九年四月二十八日

海軍省南方政務部 頃 部 員

南方開發金庫業務部長殿

臺灣銀行南方部長殿

内地遊金下審査事務ノ件依託

首題ノ件資金庫(行)ニ委託致度候條南方開發海軍連絡協議會派遺員
ヲシテ取扱ハシノラレ度

進而之ガ取扱方針及遊金許可標準ハ別紙第一及第二ノ通ニ付之ニ準
據シ審査相成様致度

(終)

海 軍

石

昭和十七年五月十六日
陸軍省
第七課
陸軍省
陸軍省
陸軍省

別紙第一

南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送金取扱方針

一、南方企業ノ指導方針ガ重要國防資源ノ急速取得ニアルハ勿論ナルモ之ガ具體的實現ノ方途ニ關シテハ既ニ一應各種業者ノ進出ヲ見タル今日ニ於テ戰局ノ現状、資材輸送ノ現状ニ鑑ミ極力現有設備ノ重點的活用受命事業ノ全般發揮ニ依リ生産ノ増強ヲ圖ルベク捷ラニ多岐ナル事業ノ併行的擴大追加ハ率口抑制セザルベカラザル接續ニアリ資金計畫モ右ノ線ニ沿ヒ既進出事業ノ重點的育成強化ヲ圖進トレ併行社撥ニシテ權益獲得慾ニ基ク新設擴張ハ極力抑壓セントス

二、南發ガ南方全域ニ於ケル資源ノ開發及利用ニ必要ナル資金供給ノ爲ニ設立セラレタルハ勿論ナルモ業者ハソノ國家補償ヲ窺エシテ稍々モスレバ放漫ナル借入ヲナス傾ナシトセズ、當局トシテハ融資額ガ必ズ該商社指定事業ニ現實ニ投資セラルルコト從ツテ融資額ノ受命事業以外ヘノ融通、戰前又ハ内地債務ノ整理ノ爲ノ借用等ハ嚴ニ禁

海軍

山

小冊子
行
資金
十
西
今
以
...

視スルヲ要ス
其
カ
ノ
於
既
ト
ノ
之
...

海
軍

REEL No. A-1179

陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部

別紙第二

人件費等送金許可標準

南方事業ノ經費ニ關シテハ得ベキ經費ニシテ經常的支出ニ屬スルモノニ限リ概テ左ノ限度ヲ標準トス

一、南方派遣委員經費

一人ニ付 八〇〇圓

二、渡航費及支度料

三〇

三、保險料補助(戰爭死亡傷害保險)

月 一〇〇

四、本邦携帶給與

(俸給一〇〇圓家族手當一〇圓トシ實與ハ現地拂トス)

五、南方事業管理費

六、事務費及事務所費 過去六ヶ月間ノ実績ニ依ル

(南方事業ヲ兼營スルモノニ對シテハ原則トシテ右ノ融資ヲ行ハザルモノトシ已ムヲ得ズ融資ヲ爲ヌ場合ニ在リテハ交易擔當業者ニ付テハ業務費ニ依リ其ノ他ノ企業擔當者ニ付テハ投資額ニ

海軍

山

海軍省
（案第100）
皇海軍省
工部省
陸軍省
逓信省
文部省
内務省
農商省
司法省
大藏省
陸軍省
海軍省

依り右ノ實績額ヲ按分シタル額ニ依ル
（人件費） 個別的ニ調ヘル他ナシ

修 給	一〇〇圓
賞 與（年月給ノ九ヶ月分）	七五圓
贈手當（家族手當、食事手當、住宅手當等）	四〇圓
計	二一五圓

一人當 月

海
軍

山

REEL No. A-1179

アジア歴史資料センター